

下呂市障がい者いきいき就労支援事業のご案内

下呂市では、障がい者の雇用促進及び事業所等の障がい者就労への理解を深めるため、就職を希望する障がい者の職場実習を受け入れる事業所等に対し、奨励金を交付します。

制度名		下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金
対象		<p><職場実習></p> <ul style="list-style-type: none">・就職を希望する障がい者の職場での適応性を見極めるとともに、働きやすい職場環境づくりをすることを目的として実施する職場実習・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの利用を目的とした職場実習を除く <p><事業所></p> <ul style="list-style-type: none">・市内に事業所、事務所又は営業所を有する個人及び法人で、雇用保険法に規定する適用事業を行うもの・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労移行支援及び就労継続支援における、いわゆる施設外就労及び施設外支援での就労先又は実習先の事業所等は除く <p><実習者></p> <ul style="list-style-type: none">①特別支援学校の高等部に在籍する生徒②岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業を利用している者 <p>※実習先の事業主又は法人の代表取締役の三親等以内の親族でないこと</p>
奨励金交付額		<p>①実習者が、特別支援学校の生徒の場合 実習者1人につき日額 3,000 円</p> <p>②実習者が、岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業利用者の場合 実習者1人につき日額 2,000 円</p> <p>※但し、同一年度内実習者1人につき 20 日を限度とする</p>
認定申請	申請期間	職場実習を受け入れる前までに
	提出書類	(1) 下呂市障がい者いきいき就労支援事業実施計画認定申請書 (2) 職場実習実施計画書 (3) 県事業の利用者にあつては、同事業に関する覚書の写し (4) 市税等の納付状況等調査同意書 (5) その他市長が必要と認める書類
交付申請	申請期間	職場実習の受け入れが終了した日から 30 日以内
	提出書類	(1) 下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付申請書 (2) 職場実習実施報告書 (3) 請求書

<お問合せ先>

下呂市総合政策部 産業振興課
0576-24-2638